

2018年3月22日

消費者庁消費者政策課 御中

「消費者基本計画工程表改定素案」に対する意見

東京都生活協同組合連合会

○SDGsの推進に関する取組など（全体）

平成29年6月21日改定の「消費者基本計画工程表」では、持続可能な開発目標（SDGs）に関する工程表の主な関連施策が集約されていますが、今回の改定素案ではそれらがありません。今回の改定素案でも工程表の関連部分を集約した一覧を作成してください。

1 (4) ④食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進（31、39ページ）

- ・各省庁等でリスクコミュニケーションの推進が行われていますが、食品の安全性についての理解は、小児からの教育が重要です。関係省庁に文部科学省も加え、教育関係者への周知に努めてください。
- ・KPIの意見交換会の回数ですが、誰を対象に、どんなテーマで何回行われたか等、丁寧な記載をしてください。
- ・また、意見交換会だけでなく、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、SNS、メールマガジンや相談窓口等の活用についてもKPIに設定してください。

2 (3) ①新たな食品表示制度の円滑な施行（58、59、62ページ）

- ・KPIの現状の部分で、「食品表示制度に関する消費者の理解度」が「検討中」とされていますが、具体的な実績を明らかにしてください。また、「講師派遣回数」は、派遣した会議等の名称や対象者、テーマなど、なるべく詳しく記載してください。
- ・食品表示については、この間食品表示一元化に続き、加工食品の原料原産地表示制度、遺伝子組換え表示制度の検討が行われ、さらに今後食品添加物表示の検討も予定されるなど、消費者にとって学習しても理解しきれない表示制度となる懸念があります。理解度をはかる消費者モニタリング調査は一般の消費者を対象としてください。食品表示トータルで分かりやすい表示制度となっているのか、検証を行ってください。加工食品の原料原産地表示制度などの個別の制度についても、経過措置期間であっても定着状況を見て見直しの検討を行ってください。
- ・インターネット販売における食品表示の検討が行われ、平成28年12月に報告書がまとめられましたが、その後どのような具体策が取られたのかを記載してください。

2 (3) ②健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化（60、63ページ）

- ・機能性表示食品制度が施行され3年が経過しますが、消費者庁の買上調査からも、機能性関与成分の含有量が表示値を下回っている（または過剰に含まれている）問題や、同一製品にもかかわらず2ロット間でのばらつきが大きい問題など、様々な問題点が表面化しています。施行3年を目途に必要な見直しを行うとされており、すみやかに見直し検討を行ってください。
- ・機能性表示食品制度は届出制となっており、民間団体や消費者団体がチェック活動を行っていますが、こうした団体から提供された疑義情報について、行政側でどう処理しどう対応されているのかを開示し

てください。

### 3 (1) ④ 消費者契約法の見直し (67、71 ページ)

- ・平成 30 年度取組に「法案の検討と国会提出」を追記してください。また、今回の法案で積み残した課題について「引き続き検討を行い、必要な措置を講ずる」旨も取組に追記してください。
- ・KPI にある「法の認知度」は、何を基準にしたものかわかるように記載してください。

### 3 (2) ⑩電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化 (88、103 ページ)

- ・2017 年 4 月からの都市ガス小売自由化によって、ほとんどの事業者の経過措置料金規制が解除されたのに対し、電力自由化に比べ圧倒的に参入事業者が少ない中で消費者が事業者を選択できる状況にあるのは一部地域にとどまっています。料金体系の変更、とりわけ値上げは消費者にとって重要な問題です。行程表に「追加解除にあたっては消費者の十分な意見の反映を確保する」旨の記述をしてください。
- ・2016 年 4 月の電力小売の自由化に際しても低圧需要家向けに経過措置料金規制が適用されていますが、2020 年 3 月末に撤廃が検討されています。市場競争が進まない中で経過措置料金規制の撤廃は「規制無き独占」となる恐れがあります。競争の状況や諸外国の施策の調査、消費者の意見集約を行ったうえで、消費者の利益を侵害しない条件での撤廃とする旨計画に追加してください。

### 3 (3) ④インターネット上の消費者トラブルへの対応 (107、109 ページ)

- ・「インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等をふまえた調査研究等の実施」とありますが、具体的に何を行うか記載してください。
- ・メルカリやフリマなどの個人間の取引でのトラブルが多く生じています。不正な利用の監視徹底と体制整備を取組に加えてください。

### 4 (2) ⑥ 学校における消費者教育の推進 (128、139 ページ)

- ・成年年齢引き下げへの対応取組が記載されていますが、今般改定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」において「当面の重点事項」とされた記載を取組に追記し、着実に実施してください。

### 4 (2) ⑩倫理的消費の普及啓発 (132、143 ページ)

- ・「学校において利用できる教材の提供や教員向けの研修の機会の提供」などが取組に位置付けられていますが、担当省庁に文部科学省も加え、実効性のあるものとしてください。
- ・「倫理的消費調査研究会」の取りまとめでは、求められる推進方策の方向性が 4 点示されています。「取りまとめ」を踏まえた推進方針を検討するとされていますが、工程表や、KPI に具体的に記述してください。

### 4 (3) ①消費者団体等との連携及び支援等 (149、152 ページ)

- ・消費者団体等との連携に関して、「KPI の現状」が消費者庁の実施した意見交換回数となっています。実際には他省庁も消費者団体との意見交換会などを実施しており、各省庁ごとの回数を実績として記載してください。
- ・地方消費者フォーラムは、消費者庁にとっても地方消費者団体との関係づくりとなる貴重な機会です。

この見直しにあたり、単発のイベントにとどまることのないよう、開催の目的・内容などを整理し、今後も行政と消費者団体が連携して開催する機会としてください。

- ・消費者団体との連携強化や消費者からの情報・相談受付体制の強化の観点から、「各省庁における消費者政策窓口部署の明確化」を取組に加えてください。

- ・消費者団体の育成及び支援のあり方の検討に関して、適格消費者団体等への財政支援を行う「消費者スマイル基金」が設立されたことを踏まえ、「民間基金への支援」を取組に加えてください。

- ・「休眠預金活用法の対象に消費者分野を盛り込むことの検討」を取組として掲げてください。

- ・「地方消費者行政強化作戦」の目標にもなっていますが、「適格消費者団体の空白地域における設立支援」を取組に加えてください。

#### 4 (3) ③ 公益通報者保護制度の推進 (151、153 ページ)

- ・公益通報者保護法の法改正の時期を明記してください。また、取組促進のために、「経営者層向けセミナー（トップセミナー）の開催」を取組に加えてください。

#### 6 (2) ① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等 (204、209 ページ)

- ・国による地方消費者行政支援策として、「国による恒久的な財政措置や相談員の配置基準の検討」を取組に加えてください。

#### 6 (2) ② 地域の見守りネットワークの構築（消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体） (205、211 ページ)

- ・改正消費者安全法に基づく消費者安全地域協議会の設立に関して、地域によっては福祉部局を中心とするネットワークがすでに存在しており、そうした自治体の中には重ねての消費者安全地域協議会の設立が困難なところもあります。KPIの「設置団体数」は地域の実情に応じた柔軟な対応としてください。また、設立した協議会が機能しているかどうか重要です。実態把握も取組に加えてください。

#### 6 (2) ③ 地方公共団体との政策・措置に関する情報等の共有 (205、211 ページ)

- ・「地方公共団体の一般財源の確保に向けた取組」が29年度から工程表に追加されましたが、消費者庁が具体的に何を行うのか、より具体的な記述としてください。

以上